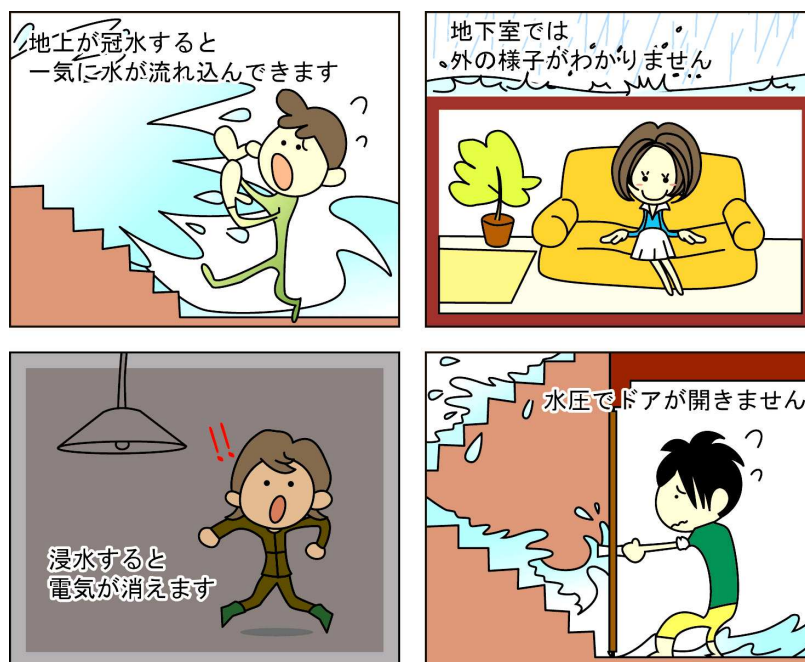


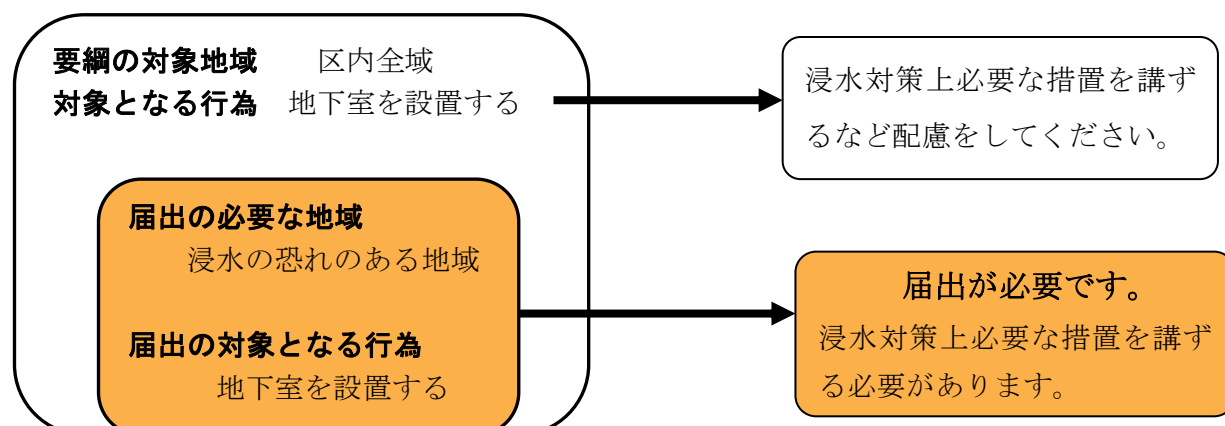
〈浸水対策届け出のご案内〉

**浸水のおそれのある地域に地下室を
設置する場合は、届出が必要です**

地下室のどんなところが浸水時に危険なのか？



地下室の浸水被害は、生命と財産を脅かします。そのため、区では、地下室の浸水対策についての指導を強化、充実させ、集中豪雨等に対する安全性の確保を図り、区民の皆さんの生命および財産の保護を目的とする内容を定めた指導要綱を制定しました。（要綱及び実施細目は、P3～P4 をご覧ください。）



届出の対象となる地域

浸水の恐れのある地域

※ 浸水の恐れのある地域とは、「杉並区水害ハザードマップに表示する浸水予想区域図による地域及び浸水実績として図示した地域」としています。ハザードマップは、窓口及び区のホームページでご覧いただけます。

届出の対象行為

地下室の設置

※ 地下室とは、要綱では、「建築物の周囲の地面や道路面より低い位置に床を有する建築物、又は建築物の部分で、居室、収納等の用に供するものをいう。」と定義しています。

いわゆる地下、半地下、また、敷地が道路より低い場合、普通の建物でも要綱上の地下室となる場合があります。

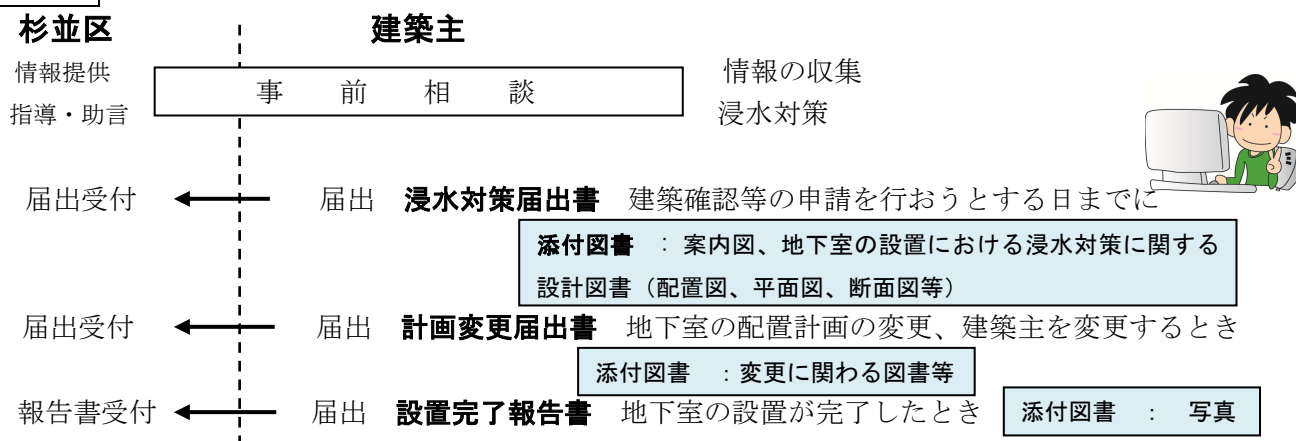
届出の内容

建築主は、地下室を設置する際、浸水被害の防止又は軽減するための浸水対策を講じる内容を届け出ます。

浸水対策上の措置として、マウンドアップ（出入り口の床を道路からある程度高くする）、開口部の位置を高くする、止水板を設置する、排水口は逆流を防ぐ構造とするなどがありますが、設計者、工事施工者等と相談の上、浸水対策を講じてください。

参考として、国の定めた「地下空間における浸水対策ガイドライン（地下空間における浸水対策の指針。地下空間における浸水対策検討委員会、財団法人日本建築防災協会 編集）」等があります。

届出の流れ



★地下室の浸水対策ページへのアクセス <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s096/1883.html>

★「電子申請」電子申請は下記リンクまたは右記二次元コードから行えます。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/953941>



杉並区ホームページへのアクセス <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

☆杉並区水害ハザードマップ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s098/462.html#p3>

生活便利ナビ > 救急医療・防災・防犯 > わが家の水害ハザードマップ

☆届出書のダウンロード <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s096/shinseisho/8764.html>

オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 住まい > 建築防災 > 杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱に基づく届出書

☆「指導要綱」 <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s008/5459.html>

データベース > 杉並区例規集・要綱集から 杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱を検索してください。

※上記の「>」印は：マウスを左クリックする。

杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱

平成18年1月10日

杉並第70283号

(目的)

第1条 この要綱は、地下室の設置における浸水対策に関する必要な指導内容を定めて、集中豪雨等による地下室の浸水に対する安全性の確保を図ることにより、区民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法において使用する用語の例によるものとする。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下室 建築物の周囲の地面若しくは道路面より低い位置に床を有する建築物、又は建築物の部分で、居室、収納等の用に供するものをいう。
- (2) 地下室の設置 新築、増築、改築、移転、用途変更及び使用方法の変更により、地下室を設置することをいう。
- (3) 建築主等 地下室の設置に関する工事等の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、浸水被害の情報提供を行うとともに、浸水対策に関する助言、啓発を行い、浸水被害の防止又は軽減に努めるものとする。

2 区長は、地下室の設置における浸水対策のために、建築主等に対し必要な指導を行うものとする。

(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、浸水被害の情報収集を行うとともに、浸水対策に関する調査、検討を行い、浸水被害の防止又は軽減に努めるものとする。

2 建築主は、地下室の設置にあたっては、浸水対策を講ずるとともに、適切な維持保全に努めるものとする。

3 設計者、工事監理者及び工事施工者は、地下室の設置にあたっては、現況敷地の浸水の危険性について十分に調査するとともに、建築主と相談の上、浸水対策を講ずるものとする。

(届出)

第5条 建築主は、別に定める浸水の恐れのある地域（以下「浸水の恐れのある地域」という。）において、地下室の設置をしようとするときは、建築確認等の申請を行おうとする日までに（建築確認等の申請が必要でない場合は、地下室の設置を着工しようとする日若しくは地下室の設置をしようとする日のいずれか早い日の7日前までに）、第6条に規定する地下室の設置における浸水対策について、浸水対策届出書（第1号様式）を区長に届け出るものとする。

(地下室の設置における浸水対策)

第6条 建築主等は、次の各号に掲げる事項を守るよう努めるものとする。

- (1) 浸水の恐れのある地域における居室の用に供する地下室の設置にあたっては、別に定める浸水対策上必要な措置（以下「浸水対策上必要な措置」という。）を講ずること。
- (2) (1)以外の地下室の設置にあたっては、浸水対策上必要な措置を講ずるよう配慮すること。

(設置完了の報告)

第7条 建築主は、第5条の届出に関する地下室の設置が完了した時点で、遅れることなく設置完了報告書（第2号様式）を区長に報告するものとする。

（計画の変更等）

第8条 建築主は、第5条の届出に関する地下室の設置計画を変更し、又は建築主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届出書（第3号様式）を区長に届け出るものとする。

（勧告）

第9条 区長は、建築主等が建築物の浸水対策を講ずることなく浸水被害を招く恐れがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、細目等で別に定める。

附則

この要綱は、平成18年2月27日から施行する。ただし、施行日前に、建築確認等の申請が行われているもの、及び地下室の設置を着工したもの若しくは地下室の設置をしたものには適用しない。

杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱実施細目

平成18年1月10日

杉並第70283号

改正 平成18年5月19日 18杉並第12802号 平成31年4月1日杉並第3260号

（目的）

第1条 この細目は、杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（浸水の恐れのある地域）

第2条 要綱第5条及び第6条に規定する浸水の恐れのある地域は、杉並区水害ハザードマップに表示する浸水が予想される区域及び浸水履歴のある区域とする。

（届出の添付書類）

第3条 要綱第5条に規定する届出は、次の書類を添付して行うものとする。

区長が必要と認め指示する地下室の設置における浸水対策に関する設計図面等

（浸水対策上必要な措置）

第4条 要綱第6条に規定する浸水対策上必要な措置は、国の定めた「地下空間における浸水対策ガイドライン（地下空間における浸水対策の指針。地下空間における浸水対策検討委員会、財団法人日本建築防災協会 編集）」等を参考にするものとする。

（事務の所管等）

第5条 要綱及びこの細目に関する事務は、都市整備部建築課が所管する。ただし、要綱及びこの細目に定めのない事項等については、関係部課が協議し対応するものとする。

附 則

この細目は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成18年5月19日 18杉並第12802号）

この細目は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日杉並第3260号）

この細目は、平成31年4月1日から適用する。



【問合せ先】 杉並区 都市整備部 建築課 建築企画係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL3312-2111